

## I. この講義で扱う「国際行政」

「公的目的の充足に向けた……国境を越えた諸活動を確保し相互依存に伴う諸課題を解決するための、様々な組織的試みの総体」<sup>1</sup>

「国際公益の実現のための行政活動と国際公共政策過程」<sup>2</sup>

関連概念としての「グローバル・ガバナンス」（→鈴木基史「国際政治経済分析」（後期））

「地球規模の社会〔問題に関する、〕法的かつ公式的な責任や警察力には担保されていないが共通された目標に支えられた活動」（Rosenau）<sup>3</sup>

①目的（共通の事項の管理〔……〕）

②主体（公私を問わない〔……〕）

③方法（多くの方法、フォーマル・インフォーマル〔……〕）

④行動規範（利益を調整し、協力的な行為に基づいたもの）<sup>4</sup>

「地球上の大多数の国家と地域が参加する」「集団の行動を律する公式および非公式の過程と制度」<sup>5</sup>

講義の目的 →シラバス

## II. 「ビジネスと人権」とは

- トヨタ自動車 [人権の尊重](#)
- 三井住友銀行 [人権の尊重](#)
- 不二製油 [人権マネジメント](#)
- JR 西日本 [人権](#)

「人権に関する国際規範等<sup>※1</sup>を踏まえ、2019年4月に「JR 西日本グループ人権基本方針」を制定し、人権尊重の取り組みを推進しています。」

※1 国際規範等

国際人権章典（世界人権宣言、国際人権規約）、労働における基本原則及び権利に関する国際労働機関の宣言、国連グローバル・コンパクトの10原則、及び[国連のビジネスと人権に関する指導原則](#)

ビジネスと人権に関する指導原則（[U.N. Doc. A/HRC/17/31](#)（6頁以下のAnnex））

→内容を概観

<sup>1</sup> 城山英明『[国際行政論](#)』（有斐閣、2013年）3頁。

<sup>2</sup> 福田耕治『[国際行政学〔新版〕](#)』（有斐閣、2012年）12-13頁。

<sup>3</sup> 城山・前掲注1・22頁。

<sup>4</sup> 山本吉宣『[国際レジームとガバナンス](#)』（有斐閣、2008年）196頁

<sup>5</sup> 鈴木基史『[グローバル・ガバナンス論講義](#)』（東京大学出版会、2017年）3-4頁。

## 問題

- なぜ私企業が「人権」を尊重しなければならないのか
- そこにいう「人権」とはどのようなものか
- 私企業に「人権」を尊重させるべきだとして、どのような方法でそれを実現することができるのか

## III. 人権の私人間適用に関する議論（憲法）

- 憲法の名宛人は公権力：社会契約論  
→人権は公権力を制限するもの
- 強大な社会的権力である会社、労働組合、大学等による私人の権利侵害は？  
↓
- 三菱樹脂事件判決（[最大判 1973（昭和48）年12月12日](#)）：「間接適用説」  
（Westlaw Japan には[学内ネットワークから](#)アクセス可）
- 「間接適用説」批判
  - 国家を名宛人とする憲法上の人権を私人間を規律する法律規定に読み込むことができる理由は？
- 基本権保護義務論
  - 国家は私人の基本権を保護する義務を負っている
    - ◇ 批判：個人の自由と両立しない
- （新）無適用説
  - 私人間に適用されるのは民法などの法律。
  - 裁判官は、法律解釈に際して私人間の自然権調整の権限を委任されている。

## 「ビジネスと人権」を考える上で留意すべき点

- 「『人権』という考え方は私人間でも妥当する」<sup>6</sup>
- 「自然権保護の方向に解釈することは、『憲法上の人権』を適用することとは異なる」<sup>7</sup>
- 「個人の自律を根拠とする『切り札』としての人権 [……] は、何人に対しても主張できるはずの権利であり、対国家防御権にとどまるものではない」<sup>8</sup>

↓

私人間適用が争われているのは「憲法上の人権」であって「人権」ではない。

では、私人間に適用される「人権（という考え方）」とは？

<sup>6</sup> 佐藤幸治『[日本国憲法論〔第2版〕](#)』（成文堂、2020年）187頁。

<sup>7</sup> 高橋和之『[立憲主義と日本国憲法〔第4版〕](#)』（有斐閣、2017年）117頁。

<sup>8</sup> 長谷部恭男『[憲法〔第7版〕](#)』（新世社、2018年）132頁。